

空手道詳説（30）

第2章 沖縄史の概説

4 沖縄史の概略（その5. 薩摩藩の琉球侵略）

（4）敗戦後の琉球

③ 奄美諸島の割譲と貢租

1609年（慶長14年）5月15日那覇港を出帆し、捕虜となって鹿児島に連行されたのは、尚寧王と三司官の他総勢100余名であった。2年後の1611年9月、漸く帰国が許されるにあたって、幕藩体制下において初代の薩摩藩藩主となった島津家久（初名、忠恒）は、沖縄本島以北の奄美諸島（奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島の5島。現在は奄美群島が通常呼び名）の割譲を申し渡してきた。

加えて、沖縄本島以南の先島までを含め8万9千石の石高（1石は150kg、俵なら2俵半）として貢租（年貢米）の対象にすると示した。但し、この石数は、本土の場合の「玄米」を基準としたのと違う「粳高」（脱穀しない米）であった。その後、石高に算出の誤りがあったとして、8万3千石（玄米に換算して4万1千5百石程度）に減じられている。

また、実際に薩摩に納めた年貢米は、当初の決定から徐々に増加され、1716年には琉球総石高の3割（「沖縄の歴史」96頁）に達したとされている。

他にも、薩摩に対して負うべき貢租として、特産品の芭蕉布、棕櫚縄、硫黄、砂糖他の納入を命じられたので、琉球人にとって苦難の道の始まりとなった。

この苦難の道とは、農民をはじめ生産者の二重苦と言われ、薩摩藩と琉球王府両方への貢納が覆い被さる重複構造であった。



割譲を命じられた奄美諸島

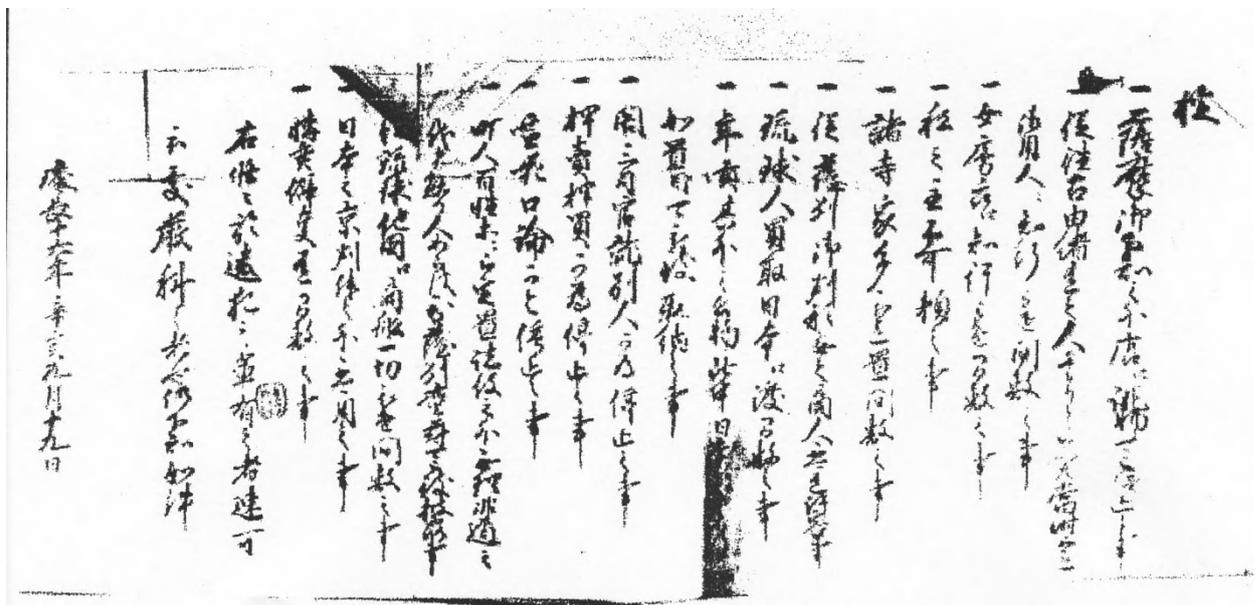
④ 掟十五条

帰国を許されるに先立ち、尚寧王と三司官（処刑された謝名親方を除く）が起請文への署名が終ると、薩摩は新たに「掟十五条」なる定めを提示してきた。

江戸幕府の権勢を笠に着て、領土化への目論見をもって琉球と接するようになった島津氏は、この「掟十五条」によって支藩的な関係を完璧に成立させたのであった。

敗者側という逃れられない実状において、起請文を差し出してしまった以上、琉球側は「掟十五条」を拒むことできなかつたのである。

「掟十五条」を那覇市歴史博物館所蔵の資料（資料コード 02005301）から写真を転載したのが次で、日付は慶長 16（1611 年）年 9 月 19 日となっている。



この写真からは文章を正確に読み取ることができないため、現代語に意識されたものをウェブから引用したのが以下の文章である。

なお、[] に薩摩の目論見とするところを筆者が記入した。

一、薩摩の承諾なしに、唐（明国）への詔（物品の注文）をしてはいけない。

[明国との朝貢貿易以外、自由貿易権を奪う。]

一、現在官職についていない者には、知行をやってはいけない。

[現支配者層を、保身に向かわせようと内政干渉]

一、女には、知行をやってはいけない。

[間得大君を頂点とし、祭祀を司るノロ（祝女）やユタ（民間の巫女）への依存牽制、女官の行動に対する制限。]

一、個人で人を奴僕（召使いの男、下男）にしてはいけない。

[使用人を多く雇える、有力者の出現防止。]

- 一、諸寺社を多く建立してはいけない。
[宗教の制限と、統制強化。]
- 一、薩摩が許可しない商人を許してはいけない。
[商業活動の制限と監視。又他藩の商人との自由交易禁止。]
- 一、琉球人を買取り、日本に渡ってはいけない。
[人口流出や自由往来の禁止、本土への労働者斡旋の禁止。]
- 一、年貢、その他の貢物は、薩摩の奉行の定めたとおりに取納しなければならない。
[王府の内政権制限、人民の隷属化、年貢、貢税の徴収強化。]
- 一、三司官を差し置いて、他人についてはいけない。
[三司官を、薩摩藩支配の推進者にする。]
- 一、押し売り、押し買いをしてはいけない。
[公正な商取引推進、利益を得るための強制行為を禁止。]
- 一、喧嘩口論をしてはいけない。
[世情の安定と、人心の乱れ防止。]
- 一、町人百姓等に定めおかれた諸役のほか、無理非道を申し付ける人があれば鹿児島に訴え出る。
[薩摩の指令優先、支配階級の行動を牽制、正義の解決者は薩摩である意識植え付け。]
- 一、琉球から他領へ貿易船を出してはいけない。
[他藩との交易は、決してあってはならない。]
- 一、日本の枴以外を使用してはいけない。
[明国や従来の枴を禁止し、薩摩の度量衡に統一する。]
- 一、博打や人道に外れたことをしてはいけない。
[人心の乱れや、遊興による風紀紊乱の禁止。]

以上を概観すれば、次のとおり項目を整理することが出来る。

① 貿易や商取引に関すること

琉球国の貿易の主体性を剥奪し、薩摩が対外貿易の利益を独占する体制強化。

② 支配体制の強化に関すること

三司官を薩摩支配の推進者とし、支配者階級の影響力を低下させ保身に向かわせることで、琉球人有力者（あるいは反対勢力）の出現を防止。他にも、聞得大君を頂点とするノロや女官の地位制限や、宗教に対する監視と統制強化。

③ 貢租貢納の徹底に関すること

薩摩は対外貿易の利益の独占のみならず、琉球から年貢米その他の特産品を納めさせる目的があった。内政権の剥奪と隷属化による経済活動の支配と搾取の徹底。

④ 人民の意識支配に関すること

被支配者意識を植え付けることで、徴税にあたる王府役人を非道者に仕立て、薩摩によって道義・道徳が守られるという印象を与え、薩摩は正義という意識の植え付け。

(つづく)

参考文献等（発行年月は著書に記載のまま）

- ・ 宮城栄昌著「沖縄の歴史」、昭和 43 年 11 月 26 日初版、日本放送出版協会発行
- ・ 新里恵二著「沖縄史を語る」、1970 年 9 月 1 日初版、(株)勁草書房発行
- ・ 池田奉秀著「古流現代空手道集義第一巻」、昭和 50 年 7 月 25 日初版、日本空手道常心門出版部発行
- ・ 喜納大作、上里隆史共著「琉球王国のすべて」、2012 年 6 月 20 日初版、(株)河出書房新社発行
- ・ 上里隆史著「オモシロ琉球・沖縄史」2011 年 6 月 25 日初版、(株)角川学芸出版発行
- ・ 外間守善著「沖縄の歴史と文化」1686 年 4 月 25 日初版、(株)中央公論新社発行
- ・ 比嘉朝進著「歴史・伝説にみる沖縄女性」2005 年 12 月初版、那覇出版社
- ・ 「空手道・保存版」、執筆者・大塚博紀他 31 名、昭和 52 年 3 月初版発行、株式会社創造
- ・ 山里永吉著「首里城内の女たち」昭和 47 年 4 月 20 日初版、閣文社発行
- ・ 沖縄県教育庁文化課編集「中山世鑑」昭和 57 年 10 月 15 日、沖縄県教育庁発行